

国籍法改正に関する仏独比較

——移民流入によるネーション理解のゆらぎをめぐって—— (1)

安 保 祐 美 子

目次

はじめに

第1章 ブルーベイカー分析とその再検討

第2章 フランス国籍法改正

2-1 フランスの移民政策

2-1-1 1974年以前

2-1-2 1974年以降

2-2 国籍法改正のプロセス

2-2-1 1980年代の国籍法改正をめぐる動向

2-2-2 1990年代の国籍法改正をめぐる動向

2-3 小括

—以上・本号—

第3章 ドイツ国籍法改正

3-1 ドイツの移民政策

3-1-1 ガストアルバイター

3-1-2 アウスジードラー

3-2 国籍法改正のプロセス

3-2-1 シュレーダー政権以前

3-2-2 シュレーダー政権発足後

3-3 小括

第4章 改正要因の分析と再検討の結果

4-1 国籍法改正要因について

4-1-1 ネーション理解の揺らぎ

4-1-2 政治制度・政治変化との関係

4-2 それぞれの特徴

4-3 ブルーベイカー分析の連続性

おわりに

はじめに

国境を越えた人の移動が以前に増して活発になり、移民の数は今後も増えることが予想される。また、欧州連合など国家を超えたつながりも数多く形成されている。このような状況から、国境や国家の意味が薄らいでいるとの認識が広がり、果たして国家は必要あるのだろうかという議論もある。だがその一方、最近ではナショナリズムが以前よりも強く現れている国もあり、国家という枠が逆に際立っている場面も見受けられる。

このことから、今日における国家はさまざまな様相を呈していることがわかる。そのため、それを的確に捉えることは非常に難しい。しかしだからこそ、国家をはじめとして国民や国籍の意味を再考する作業は重要となるだろう。なぜならこれらについての問いは現代国家が中心的な役割を果たしてきたこれまでの社会の根本を見つめなおし、今後どのような社会を築いていくかを考えることにも繋がっていくと言えるからである。

以上に述べたように国家の存在意義が問われてはいるものの、今のところ世界中の国々を束ねるような世界政府は存在しておらず、国家が国民に対して果たす役割そして及ぼす影響力は依然として強いものであることも確かである。その国家は国民がいることにより成立している。つまり国民は国家の重要な構成要素のひとつ

つであり、国家の構成員である。その国家の構成員であることの資格・証明とも言えるべきものが国籍である。国籍を保持することにより、国家から保護や社会保障を受ける権利を得、その代わりに義務も負う。そのため、国籍は「国家と個人を結ぶ法的な紐帯」であり、「諸権利をもつ権利」であると言われている(江川・山田・早田 1997: 3, 高谷 2005: 44)。さらに国籍は人間のアイデンティティを形成する重要な一要素であるとも言えるだろう。

国際法において、国籍の付与は国家の管轄事項である。各国家はどのような者を自国民として認めるかの判断を各自で下しており、それによって国籍を付与している。その判断などについて定めているのが国籍法で、各国家の国民の範囲をどのように決定しているかを表している。これは国民ではないものたちを決定しているものとも捉えることができる。国籍法がどのような方針を採っているかによって、国民自身だけでなく移民など国民でない者たちの国籍の得喪にも影響を及ぼす。国家のあり方に大きく関与する国籍(法)についての議論をするとき、移民は切っても切り離すことができない存在であろう。そのなかでも、特に長年に渡り数世代で定住しているような移民は最も影響を受けやすいと言えるが、では、移民と国籍法は果たしてどのように関わりあっているのだろうか。

このような観点から、本稿では移民と国籍法に関連して、フランスとドイツを事例として国籍法改正についての比較考察を移民との関係を考慮しながら行うこととする。その際、国籍法とネーションの理解の関係についてのブルーベイカー分析の再検討を行い、それと同時に国籍法改正の過程から国籍法改正の要因を明らかにする。

第1章 ブルーベイカー分析とその再検討

国籍法上、国籍の取得は出生地主義と血統主義の2つに分類される。出生地主義とは、父母の国籍に関わりなく出生した国の国籍を与えら

れるというものであるため、自国民以外に対しても開放的であるとされている。他方、血統主義とは生まれた場所ではなく両親の血統により国籍を付与するものである。父母の国籍がいずれであろうと領域内に生まれたことをもって国籍を与えるという点で、仮に出生地主義を移民に対する寛容度のひとつの指標であると捉えることができるとするならば、それが各国の国籍法においてどのように採り入れられているかはその国における移民に対する姿勢を表すものと考えることができる。

これまで多くの移民を受け入れ、移民に対しては寛容なイメージのあるヨーロッパの国々だが、実際には国によってその対応や国籍法にかなりの差異が見受けられる。たとえばフランスとドイツは、国籍法に関しては最近まで対照的な姿勢を取り続けてきた。移民受け入れの代表的な国のひとつであるフランスは19世紀半ばから後半という早い段階で出生地主義を採り入れ、移民の2、3世にも国籍を付与してきた。一方で、その隣国で同じように移民が多く暮らすドイツが出生地主義を採り入れたのは2000年からであり、ごく最近のことであった¹⁾。ヨーロッパにおいてともに中核を担う国でありながら、国籍法に対してこのような姿勢の違いが生まれたことは実に興味深い現象である。フランスとドイツが隣国同士であってももちろん国家成立の背景・経緯は異なるが、一体なにかこの違いを生み出したのだろうか。

このフランス・ドイツの国籍法の違いについては、比較歴史社会学者のロジャーズ・ブルーベイカー (Rogers Brubaker, 1956-) が分析を試みている。ブルーベイカーはそれぞれの国に

1) フランスの国籍法改正は1993年に法案が可決し、1994年に施行された。ドイツは1999年に法案が可決され、2000年より施行されたものである。その扱いは論文により異なるが、本稿においては、両国の国籍法改正を、フランスについては1993年国籍法改正、ドイツについては2000年国籍法改正と表記を統一することとする。

におけるネーションに対する理解が国籍法を形成するとして、両国のネーション理解の違いに根拠を求めた²⁾。ブルーベイカーは国籍とはネーションの理解を反映して形成されたものであるとし、フランスとドイツを事例として分析を行っている。ネーションの理解が国籍法に影響を与える大きな要因のひとつであることについて異論はない³⁾。しかしブルーベイカーの議論の後、フランスは1993年に、ドイツは2000年に国籍法改正を実施している。両国の国籍法改正の展開をみると、それぞれ国籍法改正はそれまでのネーションに対する理解とは反対の動きをしていると言ってよい。そうすると、この国籍法改正のみを根拠としてブルーベイカーの分析がもはや有効ではないとすることは早急すぎるものの、ブルーベイカーの議論が国籍法改正の議論で限界にきている可能性が高いことも否定はできないのではないだろうか。よって、このブルーベイカー分析について、改めて近年の国籍法改正にも適合しているのかという点を再検討する余地が生まれたと言える。

すでにフランスとドイツそれぞれの国籍とネーションの関係に言及する研究は各所でなされてきているが、ブルーベイカーは隣国同士であるフランスとドイツ双方の国籍とネーションについて比較研究を行い、ネーション理解の違いが国籍法の違いと関連していることを証明した点で評価される。一方、ブルーベイカーの議論は1990年代になされたものであり、その後

2) ネーションの理解とは、人々が自己のネーション（ここではネーションを国民・民族とは訳さず、国民的あるいは民族的な意味での共同体という意味を取ることとするが、ネーションの訳についてはブルーベイカー（2005）を参照している。）をどのように認識しているか、自分たちのネーションを何に基づいて理解しているかということである（ブルーベイカー2005、佐藤2009）。

3) 仏独両国の19世紀末から20世紀はじめにかけての国籍法制定におけるブルーベイカー分析の適合性について、詳しくはブルーベイカー（2005）を参照のこと。

の欧州の展開を踏まえてフランス・ドイツ両国を同時に分析対象として近年の国籍法改正の動向を再検討する研究はこれまでなかった。

そこで本稿は、移民と国家の関わり合いという観点から、フランスとドイツの違いに言及したブルーベイカーの議論を基盤としてネーション理解と国籍法との関係について、特にネーション理解と近年の国籍法改正との関係に関して検討する。本稿を通して、ブルーベイカーの分析が今日におけるフランス・ドイツの国籍法においても適合し、連続性を保っていると言えるのかを指摘するとともに、国籍法改正の要因についても明らかにする。

第2章 フランス国籍法改正

まず、第1節においてフランスの移民事情および移民政策を概観する。これは国籍法改正において最も影響を受けやすい移民が、フランスにおいてどのような存在であるかを知るための作業である。この作業を通して移民と国家の関係を考察することは国籍法改正の背景をよりよく掴むための一助となろう⁴⁾。そして続く第2節において1993年国籍法改正のプロセスについて時系列に順を追って概観していくこととする。

4) 移民政策の概観に入る前にフランスにおいてどのような存在を移民と認識するのか、その定義について確認をしたい。国立統計経済研究所によると、移民を「外国人として外国で生まれ、そしてフランスに居住している者である。そのため、外国で生まれたがフランス国籍であり、フランスに住む者は勘定されない（国立統計経済研究所ホームページの定義をもとに筆者訳）」と定義している。この定義からすれば、両親が移民であってもフランスで生まれた者は移民という枠には入らない。しかし実際にはこの移民の子どもでもある2世、3世もフランス社会では移民として扱われているという現実がある。彼らの存在はフランスにおいて国のあり方を揺さぶる大きな要因の一つになっているのであり、このような状況が国籍法改正の背景にもなっていると考えられる。

2-1 フランスの移民政策

フランスはヨーロッパのなかでも他の国よりも比較的早くから移民を受け入れてきた国である。これはフランスが19世紀半ばという早い段階から、出生率の低下による労働力不足を経験しているためである。また、その時期はちょうど工業化をはかっていた時期でもあった。そのために労働力不足を解消し、工業化をはかるにはフランスは労働力として近隣諸国の移民を受け入れるほかなかったのである(田部井2004:57)。フランスの移民受け入れのはじまりにはこのような背景があり、受け入れの基礎が築かれていった。

本節においては、特に第二次大戦後からの移民政策を以下に取り上げて述べていくが、それ以前も含めた20世紀における移民受け入れの要因について考えると、やはり2つの世界大戦が大きな要因となっていると言える。まず、第一次世界大戦によってフランスの人口は急激に減少したため、移民を積極的に受け入れるようになった(平出2009)。しかしその一方で、戦間期には移民に対して厳しい政策を施行した。特に1930年代に成立した法や実施された政策の数々⁵⁾は、移民にとってはかなり厳しいものであった。これは不況によって、外国人排斥の気運がかつてないほどに高まったからである(田部井2004:76)。

続く第二次世界大戦後においても、フランスは労働力不足を解消するために移民を受け入れることとなった。しかし、オイルショックにより、移民政策は状況を一変することとなる。なぜならオイルショック直後の1974年に移民受け入れの停止を宣言したからである。そこで以下では、戦後における移民政策をその「転換点」とも言える1974年以前と以降に区切り、どのような変遷

5) 企業に外国人労働者の割当を決め、フランス人労働者を優先する措置や、外国人医師によるフランス人への医療行為の制限、新たな帰化の権利・外国人との結婚の制限などが挙げられる(田部井2004, 渡辺和行2005)。

を辿っていったのかを概観していくこととする。

2-1-1 1974年以前

第二次世界大戦を経て、第一次世界大戦時と同様に、フランスは再び人口減少に直面していた⁶⁾。それと同時に、戦後経済再建の課題を抱えた政府は、労働者不足を解消するために計画的な移民受け入れとその管理を迫られた。1945年からは早速、第二次大戦後の移民政策の基盤となるオールドナンス⁷⁾が採択され⁸⁾、移民受け入れのための行政機構であるONI⁹⁾や新たに人口省が整備されるなど、移民を受け入れるための体制が整えられていった(田部井2004:78)。

しかしながら戦後からはじめの10年は、各行政機関によって移民政策に対する姿勢の違いから対立が生じるなど、受け入れ計画は努力目標と現実が大きくかけ離れていた。この原因については、経済回復の立ち遅れ、30年代に制定された就業規制の存続、管轄が内務・労働・農務の三省にまたがるという複雑な手続きなどを挙げることができる。以上のことから、当時の移民受け入れ政策は成功と呼べるものではなかったと言える(田部井2004:79, 渡辺和行2005:18-19, 渡辺千尋2009:37)。

1950年代半ばから1960年代にかけて、フランスは本格的に戦後復興を果たし、高度経済成長

6) この時の人的被害は、第一次大戦のときほど深刻なものではなかった(渡辺千尋2009:32)。

7) オールドナンス(ordonnance)とは、「行政命令のうち国会から授権されて行うもの」で、いわゆる「政令」を指すフランス語である。

8) 渡辺千尋によれば、現在にいたる移民政策についての意味を理解するためには、少なくとも第二次大戦まで遡る必要がある。その理由のひとつとして、第二次大戦後の移民政策は、この「1945年11月2日オールドナンス」を基盤として成立していることを挙げている(渡辺千尋2009:31)。

9) ONI(Office national d'immigration)とは、移民管理庁のことを指している。これは移民労働者の募集と導入を実施するために新設された。また、戦前に募集活動を展開した移民会社(Société générale d'immigration:SGI)は廃止され、民間団体による募集は一切禁止されることとなった(渡辺千尋2009:35)。

を遂げることとなる。そして同時期に到来したベビー・ブームによる出生率の上昇でフランスに史上最速の人口増がもたらされた。さらに植民地独立に伴い北アフリカから100万人超の引揚者や、都市部に流入する農業重視者により労働力不足は緩和されたが、高度経済成長期に必要なとされた労働力を満たすには不十分なものであった¹⁰⁾。そのため新たに大量の外国人労働者が必要となり、労働者の募集地域を新規に拡大することによって経済成長を達成したのであった。この時にフランスの歴史で初めて新移民の多数派がヨーロッパ人ではなくなったのである（ノワリエル2002：218）。特にアルジェリア独立後におけるアルジェリア人のフランスへの流入の増加は著しいものであった。そしてその多くは炭坑や自動車工場の労働者として働いていた（稲葉2003：88）。このような状況に対して、フランス・アルジェリア両政府はアルジェリア移民の統制に関する協定を結び、相互に権限を付与し両国間での統制を分担したほか、自由な往來の見直しをはかるなどの措置をとることとなったのであった（渡辺千尋2009：40-41）。

2-1-2 1974年以降

1974年、フランス政府は移民の新規受け入れを停止することとなった。その背景にはオイル・ショックの影響による経済状況の停滞・悪化による失業の増加がある。だがそれだけでなく、低賃金で過酷な労働の外国人労働者の職としての固定化と劣悪な住宅環境の形成、また自らの権利に目覚め始めたことによる外国人労働者たちのストライキや労働争議の発生など、新たに発生することとなった社会・経済・政治的問題も存在するとされる¹¹⁾。つまり、オイル・ショック

という単なる外的要因によってのみ移民政策が方向転換を迫られたわけではなく、内的要因としても徐々に社会における移民の存在が問題として既に積み重なっていたということがわかる。

このことにより明らかになったのは、不況により移民労働力への需要が小さくなると、移民は単なる労働者から、社会における“異質”な要素としてのみ認識されるようになるということであった。さらに1977年には帰国奨励政策¹²⁾が実施されるようになり、ついに“異質なメンバーを排除する”ことが始まったのである（稲葉2003：91）。だが、この政策は当初の政府の期待に應えるものではなかった¹³⁾。むしろ74年の新規移民受け入れ停止により再入国が困難となったことと前年に認めた移民の家族呼び寄せによって移民の定住化をさらに促進しさえするものであった。

これらの政策はジスカール・デスタン大統領の右派政権によるものだが、田部井は上記に述べた新規移民の受け入れ停止と入国ならびに滞在の厳格な管理体制を第一、移民が出身国へと自発的に帰還する支援を第二、そしてフランスにすでに定住している外国人への社会統合プログラムを第三として、以上の三つから移民政策の骨格が構成されているとし、これらの三つの段階を経て移民への締め付けを強化したと指摘している。そしてその第三の政策がボネ法であり、これにより不法移民を対象とした警察権限が強化された（田部井2005a：3）。しかし、翌1981年に誕生したミッテランの左派政権によってボネ法は破棄され、フランス生まれの外国人の追放も禁止された（渡辺和行2005：

10) (財)自治体国際化協会パリ事務所、「フランスの移民政策—移民の出入国管理行政から社会統合政策まで—」、『Clair Report』No. 363, 2011年7月, 9頁。

11) 労働政策研究・研修機構（JILPT）ホームページ http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_11/france_01.htm

12) 「帰国奨励政策」とは、志願者全員に1万円（約20万円）の奨励金を支給し、移民たちに本国への帰国を促すものである（同上ホームページ）。

13) 稲葉によれば、フランス政府が当初帰国すると暗黙のうちに想定していたのは、マグレブ系移民であったが、実際に帰国に応じたのはスペイン・ポルトガルなどの南欧出身の移民であった（稲葉2003：91）。

20). また、同年に左派政権が行ったアムネスティにより、約13万人のサン・パピエ(不法滞在者)に滞在許可証が与えられることとなった(ジョリヴェ 2007: 24).

以上の政策をまとめると、外国人労働者の新規受け入れの停止措置や帰国奨励政策はいわば「追い出し」の政策であると言える。それに対し、1981年に政権に就いた社会党のミッテラン大統領がとったのは移民の「統合」に向けての政策であった。このように1980年代になり、ようやくフランスでも移民の統合が議論され始めるようになった。これまでいつか祖国に帰る外国人労働者と思われていた移民の国籍や権利は認識されてこなかったためである。そしてこの統合政策として第一に着手したものがアムネスティであった。しかしなぜ、「統合」への政策の第一歩がアムネスティだったのだろうか。この問いに答えるとするならば、この政策の目的が「統合の対象となる移民の範囲を画定すること」にあるからと言えるだろう(稲葉 2003: 92, Bertossi 2007: 23).

1970年代に移民の追い出しが始まり1980年代に移民の統合への第一歩を踏み出したフランスであったが、その後、国籍法が改正された1990年代のフランスでは移民政策はどのように推移し、移民とどのような関係を築こうとしたのだろうか。以下では1990年代当時において移民政策の柱となった移民法であるパスクワ法・ドゥブレ法・シュヴェヌマン法¹⁴⁾の各法について概観する。

1) パスクワ法 (1993年)

パスクワ法は、全般的に移民の取締りを強化する法律である(稲葉 2003: 101)。これは移民抑制、外国人の入国、受入れ、滞在条件に関する法律であり、住居カード取得のハードルが

一層高くなり、司法警察の監視と権限もさらに強まることとなった。パスクワ法は10項目に関して憲法に抵触していたが、憲法評議会で指摘された条項を若干修正してオルドナンスに盛り込まれた。この法の施行により、正規滞業者に分類されてきた外国人まで非合法滞業者になりかねない状況が発生し、後にサン・パピエの問題を浮上させることとなった(田部井 2005b: 64-66)。もともと正規の滞在許可証を持っており、従来であれば正規滞在資格を認められたフランス人の家族を持つ者やフランスでの居住と就労の実績がある者に対し、パスクワ法がいかなる正規化の道も閉ざしてしまったために非正規滞業者が急増したのである(稲葉 2003: 106)。そして国籍法の改定についてこれまでの出生地主義に制限がかけられ、移民にフランス国籍の自動的な取得を認めず本人の意思表示を義務付けたことが大きな特徴である。

2) ドゥブレ法 (1996年)

「法案そのものも ヴィシー政権の再来」(稲葉 2003: 107)といわれたドゥブレ法は、非正規状態にある外国人の追放措置の強化、それらの外国人の司法留置、国境に近接した地域における司法警察の権限強化、国外退去できない人たちの行政上の取り扱いと収容証明書交付手続きにおける市長権限の強化等が含まれるものであった。そしてこのドゥブレ法案も、パスクワ法と同様、憲法評議会で憲法違反の措置があることを指摘された。その措置とは、警察による難民申請者カードの検索と、当然の権利としての10年間の居住カードの更新が保証されていないことであった(田部井 2005b: 69)。この法案に対して市民から反対の声があがった。国民議会での審議の前夜に、パリで10万人もの参加者によるデモが行われたのである(稲葉 2003: 107)。このように、90年代に入りNPO等市民レベルでの移民および外国人の人権を擁護する団体の運動が強まった。このことから今や市民生活のレベルで個人としての社会

14) パスクワ法・シュヴェヌマン法は入国管理法・国籍法とまとめて移民法として扱われるが、本稿においては、パスクワ・シュヴェヌマン両法の国籍法の改定部分については次節で詳しくとりあげるため、本項では軽く触れるにとどめることとする。

への統合と同化が問題化したと言える（田部井 2005b : 69）。

3) シュヴェヌマン法（1998年）

上記の2法はまとめて“パスクワ＝ドゥブレ法”と呼ばれ、パスクワ＝ドゥブレ法の撤廃を公約としていた社会党が1997年の国民議会選挙で圧勝し、ジョスパンが首相に就任したことにより、移民規制に関するこれまでの路線が大きく変わることとなった。97年の通達にもとづいたサン・パピエを正規化したのである。しかしその一方で正規化されなかったサン・パピエの本国送還が公表された。そして基本的にはヴェイユの報告¹⁵⁾を踏襲する形で法を定めた。内容としてはフランスへの入国手続きの緩和、非合法労働の防止策、外国人学生の受け入れ策などである。また家族の呼び寄せ条件の緩和や高齢者・障害者を扶養している外国人成人への手当と社会住居手当を受け取れるよう正規化し、庇護権へのアクセスの新たな道を開いた（足立・渋谷 2012 : 59, 田部井 2005b : 70-71）。

国籍法に関しては、1993年のパスクワ法にて義務づけられたフランス国籍取得の意思表示が撤廃された。

2-2 国籍法改正のプロセス

フランス国籍法は19世紀半ばから他のヨーロッパ諸国に先駆けて出生地主義を採用し、これまで多くの移民に対して国籍という門戸を広く開いてきた国である。しかし、1993年の国籍法改正はこの“移民に寛容な国”というフランスの歴史でありイメージであったものを覆したと言える。なぜならば、これまでの移民受け

入れの象徴ともいえる出生地主義に大きく制限をかけたからである。出生地主義への制限というのは、外国生まれの外国人からフランスで生まれた子どもに対して一定期間の居住を要件として自動的に国籍を付与する制度を見直し、彼らに16歳から21歳までの間に国籍取得の意思表示を義務づけるものであった（山元 2012 : 38）。この出生地主義を制限する制度の導入は、5年後の左派への政権交代によってすぐに廃止されるが、山元も指摘するように、「フランス共和主義の伝統の重要な構成要素の一つである国籍法における出生地主義に対して変更がもたらされたという事実そのものは、重大な意味を持つ」のであり、「政治状況の変化によっては1993年改革の方向に再度踏み出すこともありうる」ため、「現行制度によって否定された改革について立ち入った分析を行うことの意義は失われていない」と言える（山元 1999 : 17-18）。このフランス国籍法改正から20年以上が経過した。その間に、当時よりもグローバル化は進行し、EU統合もさらに深化している。それに反してフランスだけでなくヨーロッパ諸国においてナショナリズムの台頭が著しくなっていると見える。そのため、再度、出生地主義に制限がかかる事態がおこりうるのではないかと山元の指摘が現実のものとなる可能性がないとは言い切れないのである。以下では1980年代と1990年代に分けて国籍法改正のプロセスを追っていく。

2-2-1 1980年代の国籍法改正をめぐる動向

国籍法改正についての本格的な議論が始まる以前、定住化が進んだ1980年代前半期に移民による権利要求運動が展開されるようになった¹⁶⁾。これは権利を要求すると同時に「自らのアイデンティティの主張」でもあった（東村

15) ジョスパン首相は移民問題に関して、移民規正法と国籍法にかんする全面的な見直しを告げ、政治学者のパトリック・ヴェイユに移民政策の策定を委任していた。それにともない、ヴェイユは報告書を作成し、ジョスパンに提出した。これが、移民法（シュヴェヌマン法）と国籍法（ギグー法）の法案の基礎となった（田部井 2005b : 70）。

16) 実際には、70年代からもストライキなどが展開されていたが、より象徴的な運動であり、移民問題が可視化され顕著になっていった80年代前半の運動について取り上げることとする。

2008: 374-375). この運動の興味深い点は、移民と1世と2世とで、それぞれ異なる方向性で運動が展開されたことである。1世については移民労働者の権利要求運動として展開され、2世においては“ブール¹⁷⁾の行進”と言われるフランス社会への彼らの抗議とも意思表示ともとれる運動が展開されたのである。

移民労働者の権利要求運動はフランスの主要産業である自動車の生産現場の主にマグレブ出身の労働者が主体となり、最長で5週間のストライキが行われた(伊藤1998: 42)。またこれは、彼らが「自分たちをめぐって構築された神話の虚構性を自覚し、そしてそれをさらにはフランス国民に突きつけるものであった」と言える。1970年代からこの頃までは労働組合も活発な活動を展開しており、移民労働者も労働組合を通じて統合され、社会参加することが可能であった(高橋2010: 61)。しかし移民の新規受入れ停止からしばらく経ち定住化が進んでいるにも関わらず、それまでの“移民=一時的滞在者”という認識がなかなか崩れることがなかった。そして移民の1世は2世とは違い、労働活動こそが自らの「存在と主張の拠りどころ」であったことがこの運動を促進した(伊藤1998: 43)。

上記の移民1世の“労働者”としての運動に対し、2世の運動は彼らへの「人種差別的な暴力¹⁸⁾」や「期待を抱いたミッテラン社会党政権

への失望」に対して行われたものであり、彼らの問題の顕在化のために集団化を目指したものであった(渋谷2012: 95-96)。当初、マルセイユでたった32人から始まった行進は2ヶ月経ち、パリに到着したときには10万人以上が集まっていた。この行進の目的には外国人の選挙権の容認や滞在許可延長など政治的なものも含まれていたが、最大の目的は「同世代が受けている人種差別への怒りを表明することであり、自分たちがおかれている現状をフランス社会に示すこと」であった(渋谷2012: 96-97)。

フランスにおいて国籍法改正が本格的な議論がされ始めたのは、1980年代半ば頃のことであった。この時期はちょうど移民の新規受入れを停止してから10年余りが経った頃である。では、どのようにして法改正が議論にのぼることとなったのだろうか。それは1983年の市議選に遡る。この選挙で、左派にとっては重い敗北を喫することとなり、また極右である国民戦線(Front National)の出現が強調された¹⁹⁾。なぜ国民戦線が出現してきたのだろうか。それは、1970年から80年代にかけて反移民感情が高まり、それによって醸成された社会的な状況が国民戦線のようなナショナリストに「格好の〔活動の〕場を提供した」ことによるためである(アンダーソン2004: 85)。国民戦線は非ヨーロッパ系移民を国外に追いやることを基本方針とした。これはすぐにナショナル・アイデンティティに関する議論へと発展し、その議論の目は国籍法についても向けられることとなったのである(Weil 2002: 170)。この極右の出現とその台頭は、国籍法改正の議論にとって非常に重要なポイントであると言える。なぜなら、この議論は国民戦線がフランスの政治における主要な勢力として現れたことによって決定的に形づくられたからであり、この極右の台頭がなければ

17) “ブール”とは、フランス語の“beur”のことである。この語はもともとスラングのひとつであり、“アラブ(arabe)”の音節を入れ替えた単語の発音であった。アラブはフランスの主要な植民地である北アフリカと結びつき、支配を受けていたというマイナスイメージを与えるものであった(渋谷2012: 89)。主に移民二世代に向けられる蔑称であったものが、アルジェリアとフランスの間の文化を生きる者として当事者が積極的に用いるようになった(稲葉2003: 112-113)。

18) 80年代初頭から北アフリカ出身者の主に二世代と思われる若者に対する襲撃が頻発していた。なかには重傷を負ったり、命を落とした者もいた(渋谷2008: 93)。

19) さらに、1985年の選挙でも国民戦線は移民排除を政党の綱要にして大躍進した(足立・渋谷2012: 57)。

ば、そしてその台頭が他の政党の選挙基盤に脅威を与えるほどのものでなければ、伝統的な保守中道政党が国籍法の改正を行ったか、それを提案したかどうかさえも疑わしいと言ってよいからである (ブルーベイカー 2005: 257, ハーグリーヴス 1997: 266)。つまり、国籍法改正の議論のきっかけは時代の流れをうまく読み取った国民戦線によって作り出されたのである。またこれ以降、移民が政治問題と化していくのである。このような意味において、極右の存在は移民問題と切り離せないものと言える。

このような背景、つまり極右による移民と国籍法への攻撃・圧力によって中道右派に位置する政党も 1986 年の国民議会選挙の期間中、この問題を取り上げ、共同綱領としてフランス国籍の「自動的」取得の廃止を提案することとなった (ブルーベイカー 2005: 225)。その後、ジャック・シラク内閣によって国籍法改革法案が提出され、議論がなされることとなったのである。

しかし、その法案の内容²⁰⁾において、移民 2 世排除という狙いがありにも明らかなために各方面から強い反対にあうこととなった (足立・渋谷 2012: 57, 澤 1998a: 162)。

極右からは中途半端であると批判された一方で、多数派からは政府案はフランス国籍へのアクセスを厳しくしすぎているという点からやりすぎであると批判されていた。コンセイユ・デタは提案の中心的要素を却下し、左派の政党や政治グループはもちろん、労働組合、教会、そして人権団体に移民に関連する組織、移民自身の団体は、この改革を通常にはない厳しきで批判したうえ、与党の中道主義者も留保を示し

20) この法案の主旨は、国籍法をより制限したものにすることであり、改正案には出生地主義による自動的な国籍付与の見直しや、帰化申請者に対する同化要件と国家への確認手続きを強化することなどを盛り込んだ。これは出生地主義によるフランス国籍の自動的な取得で発生しうる「なりたくないのになつたフランス人」や書類上だけのフランス人の増加を懸念したことによるものである (足立・渋谷 2012: 57)。

たほどであった。とくに、人権連盟や SOS ラシズム²¹⁾についてはそれぞれ反対キャンペーンを展開するまでに至った (ブルーベイカー 2005: 248-249)。

さらにこれらの各種団体の反対を超える動きが起きた。1986 年の 11 月末から 12 月のはじめにかけて展開された学生によるデモである。実はこのデモが開始された当初は国籍法改革反対を掲げるものではなかった。では何に関するデモであったかという点、大学 (高等教育) 改革についてのもの²²⁾であった。

しかし、12 月のはじめのパリでのデモにより状況が変化することとなる。このパリでのデモにおいて、デモの参加者と警察の間で暴力的対立が起きた。これにより、警察に殴られた一人の若者が死亡した。この若者は名を Malik Oussekinine といい、アルジェリアに背景を持つ者であった。Malik がアルジェリア系であり、このデモに参加する学生の多くもアルジェリア系であったために、大学改革の議論と国籍法が劇的に結びつくこととなったのである。このように国籍法と大学改革の結びつきが起こる以前から、実は SOS ラシズムは学生運動のエネルギーを国籍法改革反対に向けようとしていたが、この試みは限定的にしか成功しなかった。なぜなら、学生たちは当初、運動のテーマを広げることに限っては抵抗的であったからである。だが、実際には結びつくこととなり、さらなる激しい衝突が予想されたため、シラクは

21) SOS ラシズムは、1984 年に結成された反人種主義運動の団体である。また、社会党の肩入れにより立ち上げられ、はじめから、「移民の」団体ではなく、移民とフランス人による団体として位置づけられていた (ブルーベイカー 2005: 249 (訳者注), 稲葉 2003: 98)。

22) この改革は学生たちにとっては大学へのアクセスの制限と捉えられるものであった。これは Devaquet 計画と呼ばれた。デモには 20 万人から 50 万人の高校・大学の学生が参加し、学生は大学入学への選択を創設することを提案した (ブルーベイカー 2005: 249, Weil 2002: 173)。

教育についても国籍についても審議の日程からはずすことを余儀なくされた(ブルーベーカー 2005: 249-250, Weil 2002: 173)。

法案撤回の代わりに、1987年にシラクは国籍問題を根本的に検討する目的で、国籍に関する諸分野の専門家によって構成された国籍委員会²³⁾を設置した。委員会は公聴会を開き、諸団体の代表、官僚、学者、作家など、100名近くから意見を聴取した。公聴会は計11回²⁴⁾ほど開かれたが、その模様は一か月あまりにわたってその一部がテレビ・ラジオで放映され、議論内容も広く大衆に紹介されることとなった。公聴会では、アルジェリア移民の男子がフランスとどちらの兵役を選択するか、また兵役選択と二重国籍の相関関係や国際結婚による帰化問題などについて議論が取り交わされた。議論の中心は外国籍の親からフランスで生まれた子どもの国籍手続きをどうするかであり、また国籍法改革派がもくろむ「国籍の意思的申請手続き」への変更が認められるかどうかであった(澤 1999: 92, 水野 1996: 64-65)。

翌1988年、国籍委員会は60項目にわたる提案を織り込んだ報告書『フランス人であること 今日と明日 (*Être français aujourd'hui et demain*)』を作成し、政府に提出した。この報告書での基本的社会状況認識は以下のようなものであった: “今やフランスは危機に瀕しているから、とにかくなにかをしなければならない”。その「危機」とは、“ナショナル・アイデンティティが危機に晒されている”ことを表していると言える。つまり、今日のフランスのナショナル・アイデンティティは移民人口の増大によって強く脅かされているという感情が多

くの国民によって共有されているということである。そしてそのような事態を打開し外国人の統合を円滑に実現するためには、なによりもまずナショナル・アイデンティティを強化しなければならないというのが基本的な主張となっている。よって、根本的かつ政治的概念である nation と道具的法的概念である国籍法との間の一貫性が確保されることが今日重要であるとされたのである(山元 2012: 39)。そのため出生地と血統という二分論的発想を否定しており、出生地主義は居住を伴ってこそ意味があるとし、さらに長期居住と学校教育、個人の意志の重要性を確認している(澤 1999: 94)。

上記の報告書の作成にあたりアラン・フィンケルクロート²⁵⁾(Alain Finkelkraut)は大きな影響を与えた人物である。フィンケルクロートはエルネスト・ルナン(Ernest Renan)の講演「国民とは何か」において提示される「国民の存在は毎日の人民投票である」という主張を持ち出すのは、フランスが血統民族で成り立つ国民共同体ではなく、共和国理念に賛同する個人の意思がこの国を構成していくということを言いたいためだとした。そしてこの考え方に基づき、国籍取得の方法は個々人の意思表示によるものが共和国理念を重んじるフランスにとっては最もふさわしいものであるとして、これを国籍法改正において導入されようとしていた意思表示制度として形づくった(水野 2003: 55-56, 山元 2012: 39-40)。

実際の改正においては報告書の提案が全て採用されたわけではなく、より制約的なものとなっていた。そして改正によって、移民二世が国籍取得をするには居住要件以外に16歳から22歳までの間にフランス人となる意思表示を行うことが必要とされることとなった(澤

23) 国籍委員会は内閣の諮問機関として設置されたものである。委員長にはコンセイユ・デタ副長官(当時)の Marceau Long が就任した。別称で賢人委員会とも言われる(稲葉 2003: 100, 山元 2012: 39, 水野 1996: 64)。

24) 本稿における公聴会の回数については、水野(1996)に基づき、11回とする。

25) ユダヤ人の血を引く思想家・作家で、マス・メディアを中心に活動している。また、ヌヴォー・フィロゾフ(新哲学者)のひとりとも評価されている(水野 2003: 56)。

1999：92).

しかしその改正が行われるのは報告書が提出されてから5年の歳月を経てからとなる。なぜなら国籍委員会による報告書が提出された同年にミッテラン大統領が再選を果たし、内閣が左派社会党になったことによってこの委員会報告書はそのまま放置されることとなってしまったからである（水野1996：68）。

2-2-2 1990年代の国籍法改正をめぐる動向

1993年、国民議会選挙において大量の政権批判が野党への支持票へと転化したことによって社会党が大敗することとなった。その最大の原因としては、依然として高い水準にある失業問題と政治の腐敗・首相のスキャンダルなどが挙げられる。さらに財政危機によって社会党政府のもとにもかかわらず社会保障費が削減されていったことは左派政権にとって致命的であった。これらの要因により社会党は保守党に勝利を譲り、シラクに近いとされるバラデュールが首相に任命されて2度目のコアビタシオンとなった。しかしながら新政府においても政策的には前社会党政府を実質的に継承することとなった（大嶽・野中1999：79, 80）。政策的には社会党を継承することとなったとされているが、バラデュールが政権に復帰した当時、内閣によって議会上程された最初の重要な法案は国籍法の改正だった。バラデュールは共和国連合の国民議会議員の強硬派からの圧力により国籍法改正を優先課題として扱うように追い込まれたからであった（ハーグリーヴス1994：262）。

国籍法の改正案について責任を持つことになったのは、フランス民主連合のピエール・メアイニュリ法相であった。だが実際に起草したのは共和国連合のピエール・マゾウ国民議会議員であり、彼は議会への報告者としても活躍した。メアイニュリは1986年時のシラク政権の提案した法案には反対していた人物であったが、新法案は純粋に国籍委員会の勧告のみに基づいていることからこれに賛成したので

あった。また強硬派の不満に応えるため、政府は多くの修正案を提示した²⁶⁾。そして改正案は1993年6月に議会を通過したのち、1994年1月に発効する運びとなったのである（ハーグリーヴス1997：262-263）。

2-3 小括

フランスの移民政策はオイル・ショック後の1974年を境に方向性を転換したが、1974年以降に焦点を当てると、移民政策はその時の景気や政権の方針によって「ジグザグ」を繰り返してきた。その一方で、新規移民の受入れ停止や不法入国者の取り締まり、帰国奨励、統合の推進など、これらについては左派右派ともに合意が存在していることがわかる（渡辺和行2007：172）。景気や政権の方針に影響を受け、政策が変化することは当然といえば当然のことであるが、渡辺も指摘するように、左右を超えての一定の合意も存在しているということはその点に関しては政権が移っても基本的な姿勢は変わらないということである。言わば合意がある部分については、フランスが“国家として”移民に対して譲れない部分であると読み取ることができる。

またフランスの移民は、はじめは労働者としてしか存在されえない者たちであり、オイル・ショック後の不況時も雇用を脅かす存在といったように“労働的な側面”でしか認識されてこなかったが、定住化が進むことによって徐々に労働から社会全体にもその存在が捉えられるようになる。しかしそれは“唯一不可分”な共同体のなかで“異質”な存在として捉えられたと

26) そのなかでも注目に値するものは23条の改正案であり、旧植民地に対する適用の廃止に加え、アルジェリア人にも居住資格を貸すことを提案したものであった。改正理由としては、アルジェリア人母たちの居住権の取得のみを目的とし、彼女らの23条の不正使用を防止することが挙げられた。しかし、実際の数には年間数百人程度にとどまるとされる（ハーグリーヴス1997：263）。

いうことであった。これは特にマグレブ系の移民に当てはまるものであるが、彼らはフランス国籍を持ちながらも“イミグレ(移民)”として差別され、社会参加と統合を果たすこともできず、さらにはアイデンティティの危機にも陥ることになった(高橋 2010: 61)。それはフランス人にもアルジェリア人にもなることができない、そしてなることを許されないというジレンマに陥っているということの意味する。

さらに受入国側に焦点を当てると、移民を同化不可能な存在として拒絶する一方で、彼らのためにデモに参加するものもいる。同じ国でも人によって考えが多様であることはもちろんだが、このような人々の行動をみるとフランスにおいても“共和国の精神をもつ者としてのフランス人”であることと“エスニックな意味にお

けるフランス人”との間でジレンマを起こしているようにも見受けられる。

この点は、国籍法改正の議論が国民戦線の躍進から始まったにも関わらず厳しい制限を設ける国籍法案には強い反発が起きることや、93年に国籍法が改正されるも5年後には再び改正され元の出生地主義を採用した国籍法に戻されるなど、フランス人自身も「ジグザグ」を繰り返しているように、彼らが“移民と国家”という問題において抱えているジレンマが窺えると言えるのではないだろうか。

(続く)

[あんぼ ゆみこ 横浜国立大学大学院国際社会科学府博士課程後期]